

勤務時間外における山口市立学校の職員の地域クラブ活動への従事等の取扱いについて(案)

山口市立学校の職員（山口市立学校職員服務規程第2条に定める職員であり学校の校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常勤勤務のものに限る）、学校栄養職員、事務職員及びその他の職員のこと、以下「職員」という。）が勤務時間外に報酬等を得て社会体育等での指導に従事することは、原則として認めていないが、下記の基準を満たした場合は、地域クラブ活動の指導者として報酬等を得て従事することを許可する。

記

1 許可基準

(1) 従事する職員本人が希望していること

【説明】勤務する学校の管理職等は、職員に対して、地域クラブ活動へ従事することを強制することがあってはならない。職員の自発的な意思により従事する。

(2) 依頼元や従事形態等について職員の公務に対する信頼が確保されていること

【説明】事業内容や雇用形態、期間や業務内容、報酬等の多寡等の様態が社会通念上適当であるものとする。

(3) 勤務や部活動と実質的に区分けされていること

【説明】地域クラブ活動の指揮命令系統、実施場所、指導体制、活動形態、活動内容等が、実質的に学校の業務と区分けされているものとする。

※ 児童生徒の学びの保障などの学校や職員の本務に支障がない場合に限り、地方公務員法第35条に基づく職務専念義務の免除の承認を受けて、勤務時間内に従事することは可能

（ただし、勤務時間内に報酬等を得て従事することは不可）

(4) 職員の健康及び福祉の確保が図られていること

【説明】時間外在校等時間と地域クラブ活動への従事等の合計時間が、単月100時間未満、複数月平均80時間以内とならないことが見込まれる場合には、許可を出さないものとする。

※ 地域クラブ活動への従事等をすることによって、時間的、精神的又は、肉体的に公務員としての職責遂行に支障をきたすおそれのない場合に限るものとする。

（運用にあたっては、職員の心身の健康確保のために、目安として「時間外在校等時間」と地域クラブ活動における「労働時間」の合計時間が45時間以内となることが望ましい。）

(5) その他、学校業務の遂行に支障が出ないこと

2 手続き

報酬等を得て地域クラブ活動の指導に従事しようとするときは、兼職・兼業許可申請書（様式第10号）を教育委員会に提出して、その許可を受けること